

「日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案」

提案理由説明

ただいま議題となりました「日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案」につきまして、提出者を代表いたしまして、その趣旨及び概要をご説明申し上げます。

「日本国憲法の改正手続に関する法律」、いわゆる「国民投票法」は、平成 19 年に制定され、平成 26 年に「選挙権年齢等の引下げ」など、制定時に残されたいわゆる「3つの宿題」に対応するための法改正が行われましたが、その後、平成 28 年に、「公職選挙法」の数度にわたる改正により、投票環境向上のための法整備がなされております。

本法案は、このような既の実施されている投票環境向上のための「公職選挙法」改正と同様の規定の整備を、「国民投票法」についても行うものであります。

次に、本法案の主な内容をご説明申し上げます。

第一に、投票人名簿の内容確認手段について、個人情報保護の観点から、従来の「縦覧」制度を廃止し、公職選挙法と同様に、閲覧できる場合を明確化、限定した「閲覧」制度を設けることとしております。

第二に、公職選挙法においては「在外選挙人名簿」への登録について出国時申請の制度が創設されましたが、この制度を利用した者が、出国の時期によっては、国民投票の「在外投票人名簿」に自動的に反映されないケースが出てまいりますので、その谷間を埋めるような規定を整備しております。

第三に、投票日の当日、市町村内のいずれの投票区に属する投票人も投票することができる共通投票所を設けることができる制度を創設しております。

第四に、期日前投票事由に天災や悪天候の場合を追加するとともに、期日前投票所の開始時刻の繰上げ及び終了時刻の繰下げを、それぞれ 2 時間の範囲でできることとしております。

第五に、洋上投票制度の対象を、便宜置籍船等の船員及び実習生に拡大しております。

第六に、繰延投票の期日の告示について、「少なくとも 5 日前」に行うとされていたものを、「少なくとも 2 日前」としております。

第七に、投票所に入ることができる子供の範囲を、「幼児」から「児童、生徒その他の 18 歳未満の者」に拡大しております。

なお、この法律は、公布の日から起算して 3 か月を経過した日から施行することとしております。

以上が本法案の趣旨及び概要であります。

何とぞ、ご審議の上、速やかにご可決くださいますようお願いいたします。